

## 三重県林業・木材産業改善資金の基本的事項について

### <資金の名称>

三重県林業・木材産業改善資金

### <資金の造成額（令和7年3月31日現在）>

造成総額 193,874千円

#### 【内訳】

貸付勘定 189,770千円

業務勘定 4,104千円

### <貸付勘定の国費相当額（令和7年3月31日現在）>

126,514千円

### <貸付残高（令和7年3月31日現在）>

38,234千円

### <資金の概要>

林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）に基づき、林業従事者等に対して、林業・木材産業の経営の改善、労働災害の防止、新たな経営の開始、新たな生産・販売方式の導入、林業労働に従事する者の安全衛生施設、福利厚生施設の導入を行うために必要な資金を、県が無利子で貸し付けるもの。

### <資金の申請方法>

- ・三重県林業・木材産業改善資金貸付規則による
- ・問い合わせ先は、各地域の農林（水産）事務所 森林・林業室

### <基金事業の申請期限>

随時受付